

令和元年度第5回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和元年8月9日(金)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後2時30分
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	8番 木村美紀委員
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島道政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 植田直道委員 田中英省委員 高西早苗委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 田村係長 妹尾主幹 高田主幹
傍聴人	なし
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る農地・非農地の認定について

- エ 第4号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について
- オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- カ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

## 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時30分

事務局（宅和事務局長）

高西会長は病院に行っている関係で、進行は職務代理者さんにしていただきまして、高西会長が来られ次第交代という流れでお願いします。それと、議案の8ページ番号48番の車尾南1丁目の議案が取り下げられてますので、削除をお願いします。

議長（伊塚職務代理）

それでは、第5回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、議席番号6番の大太委員と議席番号7番の大縄委員をお願いしたいと思います。

本日の欠席は木村委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ番号19の蚊屋について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号19の蚊屋について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が以前より管理をしていた農地を所有者からの依頼で名義を変更されるものです。取得後の経営面積は120アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（伊塚職務代理）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

#### 森中農業委員

19番の議案について説明いたします。申請地は、浦津の〇〇の東側に面した田他2筆10.4平方メートルの農地です。本件は、以前より耕作していた受人に渡人から贈与の話があり、了承されたため、贈与を行うものです。受人は田を1町1反、畑を5畝ほど耕作されておりまして。取得する後は、わずかな面積でありますから柿を植え、畑として利用する予定です。仲本推進委員さんと現地確認をしましたところ、許可については問題ないと思いますので、審議よろしくをお願いします。

#### 議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号20の古市について審議します。事務局から説明してください。

#### 事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号20の古市について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の贈与により、妻である譲受人が農地を取得し耕作を行おうとするものです。取得後の経営面積は9.4アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

#### 議長（伊塚職務代理）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

#### 遠藤農業委員

岩佐推進委員の方から説明してもらいます。

#### 岩佐推進委員

20番の議案について説明いたします。現地調査は8月4日、調査委員は遠藤委員、岩佐推進委員です。申請地は、古市〇〇にある集落の北側に面した畑1筆694平方メートルの農地です。今回の贈与は、夫から妻への夫婦間での贈与です。許可については問題ないと考えます。以上です。

#### 議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号21の彦名新田について審議します。事務局から説明してください。

#### 事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号21の彦名新田について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有している農地について、近隣で耕作している譲受人に相談があり、この度、売買で譲受人が農地を取得するものです。取得後の経営面積は2,165アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

#### 議長（伊塚職務代理）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

#### 公本農業委員

21番の議案について説明いたします。現地調査日は7月25日、調査委員は公本委員、田口推進委員です。申請地は〇〇の隣で、現在、

〇〇がイチゴのハウスとサツマイモとか営農されております。その一画が約3haありまして、一番海側の方が今回の所で、本人さんは当初、栗を作ろうということで、県の方から約2町5反干拓地を買われたのですが、なかなか潮風にあたって栗が育たんということで、それからオリーブを植えたんですけど、なかなか思うようにいかんということから思案されて〇〇に相談して両者が合意したということのようです。〇〇さんには、米子の一大名所になるくらいの観光農園かそういう風な形に展開してもらおうと、彦名地区としてはありがたいことと。以上です。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

高橋農業委員

地目が雑種地となっておりますが。

事務局（妹尾主幹）

すみません、登記の方を見誤っていました。平成26年に雑種地から畑に地目変更がされておりました。

議長（伊塚職務代理）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号22の八幡について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号22の八幡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有している農地について、近隣で耕作している譲受人に相談があり、この度、売買で譲受人が農地を取得するものです。取得後の経営面積は658アールとなります。別紙

3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（伊塚職務代理）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

小林推進委員

22番の議案について説明いたします。現地調査日は7月24日、調査委員は伊塚委員、小林推進委員です。申請地は八幡の田1筆2,733平方メートルの農地となります。本件は、近隣で耕作中の受人が、渡人に直接お話しして売買を行うものとなります。受人は、田を6町3反ほど耕作されている方です。今後は、ハウスで野菜を耕作の予定です。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページ議案第2号をお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号39の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

39番の議案について、説明いたします。詳細は議案および別紙のとおりです。場所ですが、近くに〇〇がありまして、産業道路を挟んで、〇〇との間に位置します。転用目的は、貸人である父の所有する農地に、借人である娘が住宅の建築を計画するものです。権利関係に

ついて、親子間での使用貸借で、期間は永久と聞いています。山中委員と現地確認しました。造成について、盛土最高20センチの盛土を行います。雨水の排水は、敷地内に設置しました溜め桝から県道沿いの既設道路側溝へ流す計画です。汚水の発生は、合併浄化槽から同じく既設の道路側溝へ流す計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しました。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地のため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号40の兼久から番号43の兼久について関連しますので、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

遠藤農業委員

今日2番目に見ていただいた所です。詳細は大塚推進委員から説明をしていただきます。

大塚推進委員

40番から43番までの議案について、近隣地で地権者を含め、造成計画、被害防除等同様のため、まとめて説明したいと思います。詳細は議案および別紙のとおりです。場所ですが、兼久で近くに〇〇や、〇〇がある集落です。転用目的は40番は一般住宅、42番は農家住宅です。41番と43番は住宅2件に伴う進入路となります。8月3日に遠藤委員と現地確認しました。造成について、全て、盛土を最高35センチ程度行います。道路の申請についてはアスファルト舗装を行います。雨水の排水は、道路部分に新設の道路側溝を設置しまして、住宅部分は敷地内の溜め桝から側溝へ流します。汚水の排水は、住宅については、農業集落排水に接続します。隣接耕作者の同意は隣接に農地のある42番は確認しております。その他は隣接農地がありません。実行組合の排水同意、四ヶ村堰土地改良区の同意も全て確認しております。住宅については、開発許可について、見込みがあることを確認しております。農地区分は4件とも、規模が10ヘクタール

未満の農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号44の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

44番の議案について、説明いたします。詳細は議案および別紙のとおりです。先月、農地転用の申請がありましたが取り下げがあつて、再度申請されたということでございます。転用目的は、分家住宅の建築です。譲受人と譲渡人の関係ですが、〇〇の間柄とのことです。8月5日に松本推進委員と現地確認しました。造成について、盛土最高24.5センチ、周囲に土羽打ちを実施します。雨水の排水は、敷地内の溜め桝から隣接道に沿って流れている農業用排水路へ流します。汚水の排水は、合併浄化槽から同じく農業用排水路へ流す計画です。隣接農地について、分筆した地権者の土地のため不要です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意は確認済みです。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号45の河崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 山中推進委員

45番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所ですが、河崎の〇〇、〇〇の近くの畑1筆です。現在、車が進入できない奥まった位置に住宅がある立地条件でして、駐車場も〇〇のものを借りている状況です。従いまして、転用により車の進入並びに駐車場を確保したいという目的でございます。造成計画は、盛土10センチ程度行い、雨水の排水は、地下浸透としています。汚水の排水は、ありません。隣接耕作者同意について、東側に農地が1筆あるのみですが、地権者が不明で不耕作な状況となっています。申請者からも、隣接耕作同意の取れない理由書を提出していただいています。同意書は取れていませんが、今回の転用により、進入に支障があってはならないため、隣接地への進入路を確保した土地利用、造成を行うよう指導しております。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意は確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地のため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

#### 議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号46の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 公本農業委員

46番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。今日、現地調査に行った所ですが、改めて場所を説明しますと、内浜産業道路の彦名町なんですけど、境に向かって〇〇の入り口の信号から2つ目の点滅信号の手前左側です。現地の方は、8月4日に田口推進委員と確認しております。造成計画は、現地が一段低い所ですので、1メートル以上の盛土をするということです。それからL型擁壁を110センチくらいするというのですが、太陽光パネルがある所の産業道路の間の区画も併せて現在雑種地になっているんですが、そこと併せて資材置場を作るということですが、この農地に関しては、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意は確認済みです。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の集団農地であるため、第1種農地に該当しますが、ちょっと私は知識が薄かったもので、この第1種農地

に資材置場を設置できるというのが私には詳しく分からなかったもので、事務局の高田さんより補足説明をお願いしたいと思いますのでお願いします。

事務局（高田主幹）

皆さんご存知のとおり、第1種農地というのは基本的にですねえ、原則不許可のものだとの認識かと思われまます。その中で例外の許可として農業用施設だとか、よくあるのが分家住宅を建てますというのがあるのですが、そういった要件の中の一つに今回の案件は該当するもので、もともとの資材置場の計画がですねえ、申請地の面積が678平方メートルでこれが畑の分でして、全体の計画が2,610平方メートルですので、元々の計画の中に含む第1種農地が三分の一までなら認めましょうというのがありまして、今回の計画は1種農地が三分の一を切っております。ということで、これは例外として全体の計画の中にある、主として1種農地以外の土地利用という許可要件にあたるものでございます。

森中農業委員

利用計画の申請地の三分の一というのは良く分かったけども、それまでの経過として、太陽光発電が産業道路側に既に許可して立ててありますが、あそこは1種というよりも、どういうことで許可になったのか。

事務局（高田主幹）

現地確認で見られた時に、雑種地部分でバラスが敷いてあって圧がかかっています。あそこは全て元々雑種地の状況ということでございます。地目も変わって雑種地です。計画の中で資材置場に雑種地を含めた計画を出させていただいております。2,610平方メートルがなぜいるのかという根拠とか、車、碎石、砂、土砂置場などどれだけ必要になるのかという根拠を出させていただいて、それで農地部分もなんとか含んだ計画に出来ないかというところでのものでございます。

森中農業委員

申請地の東の田の印が付いているところはどうなっているか。現況は田じゃないのか。

事務局（高田主幹）

農業用倉庫が建っていて、果樹が植えてあります。

公本農業委員

雑木がある。

森中農業委員

そこも雑種地になっているのか。

事務局（高田主幹）

そこは残っています。交渉はされたそうなのですが。

森中農業委員

これを含めて今回の申請になって三分の一ということか。三分の一の範囲はどの辺までか。

事務局（宅和事務局長）

その部分は、今回の計画に入っていません。

森中農業委員

入ってないけど、そこを入れて三分の一ということか。

事務局（宅和事務局長）

いいえ。

高西会長

そんな説明ではなく、地番と面積を言って説明しなさい。

事務局（宅和事務局長）

図を書いて説明します。

この雑種地部分が1,932平方メートル、1種農地が678平方メートルで合計2,610平方メートルです。1種農地が全体の三分の一以内になっています。

森中農業委員

太陽光の方の雑種地は資材置場になってないでしょ。申請が資材置場だけ、その三分の一の意味が雑種地であっても資材置場であっても許可の対象にするのかせんのかということ。

高西会長

要するに、事業目的がそれを利用して一つだけ、その三分の一だけ許可になるってことでしょう。

森中農業委員

1,932平方メートルが現在資材置場になっておれば、三分の一だけ1種でもいいということならいいけど。

事務局（宅和事務局長）

全体を併せてこれから資材置場に開発するという案件でございます。ここは非農地ですので許可対象ではありません。許可対象はこの部分です。

森中農業委員

非農地と一緒にするってことか。そういう説明なら分かった。

田中農業委員

事業計画が後付けて事はないですか。三分の一以下になるように事業計画全体をもってきたのとは違うんですか。

事務局（高田主幹）

元々の全体計画がどれくらいあるか利用計画図を出してもらって、確認して判断させていただいております。例えば極端にどこかが空洞が出来ている土地利用の状況ですとどうかとか、一般常識の範囲ですけども確認をして計画の方を見ていくと。

田中農業委員

事業計画が今回初めて出てきたと。三分の一を上手く使おうという。

高西会長

いや、〇〇が電柱をねえ資材置場にしたいって事で、電柱置場にしたいというわけです。そげした時に、たまたま地権者の人もこういう所では農業もしにくいということで、どうも申請が出たようですわ。それで、意図的にだなしとに〇〇が電柱置場にしたいという事から、今の状態では電柱を置くのが出来んという事で出たようです。だけん、意図的にやったという事ではないと思います。

事務局（高田主幹）

逆に全体の計画が大きくなると今度割合が下がりますので、要件を満たすものになります。逆に小さくて第1種の割合が大きかったらだめということです。

森中農業委員

それで非農地の所は、今言われるのはいつ資材置場として、申請は農地でないけんいいということか。

事務局（高田主幹）

そうですね。地目も現状の状況です。

森中農業委員

非農地っていうのは、いつから非農地になったか。

事務局（高田主幹）

昭和53年と平成3年です。

森中農業委員

20年経過してるってことか。

事務局（高田主幹）

転用許可してから経過したものです。

公本農業委員

高田さん、一つ質問したいですけど。678平方メートルですが、私も知らなかったんですけど、三分の一未満であれば要するにいいという事なんだけど、計画からその畑がねえ、三分の一をオーバーするということになったら、その畑を三分の一未満になるように分筆したらまたこれも認められるわけですか。

事務局（高田主幹）

それはそれで認められます。

高西会長

いやあ、そんな場合は誰が見ても100平方メートルほどオーバーするけん、分筆して100平方メートルは農地にして、500平方メートルは雑種地にして転用するっていうのは、誰が考えてもおかしいですけん、まあそげな場合はやっぱり県に相談して、こういう場合はどげしたらいいかというやに判断させるようにしてましたけど。

吉澤農業委員

こういう事がある時に、以前は代替地のことがあって、どうしてここじゃないといけんのか他に代替地がないのっていうようなことが良く議論になっていたんですけど、第1種農地をいろいろ言われるような中で、なんでここじゃないといけんのか。今、会長さんが電柱置かれるのに必要なんだという事を言われたんですけど、ここじゃないといけんということに対して何か事務局。

高西会長

結局、距離的にいろいろな、電柱置場ということでここが便利ということですけどね。それでほんなら、場所他が無いかって言った時に、なかなかそういう物を置く場所というのは見つけにくいものでしてねえ。

吉澤農業委員

まあ、以前はねえ、本当にここじゃないといけんのかという議論があったものですから、今回はそうのがなかったのかなあと。もう一つ第1種農地の三分の一というのは、事業計画の中で三分の一以下であればいいと、その事業計画で使う土地っていうのは、残りの三分の二は、普通の農地だろうと既に農地以外の土地だろうと、これは何でもいいよという事ですか。

事務局（宅和事務局長）

三分の二だとして、三分の二の方は、農地以外の地目であっても二種農地でも三種農地でもいいですし、農地以外のもの宅地でもいいです。住宅がここにあってそれを拡張したい場合、例えば第1種農地だった場合も、同じように三分の一以下であれば認められるという事になります。

公本農業委員

私が言いたいのはね、既存の雑種地が2,000平方メートルあって資材置場をしたいのだけど、ちょっと隣の農地も転用して資材置場にしたいと、隣の農地が1,000平方メートルあったと、そうすると合計3,000平方メートルだから、1,000平方メートルだったらOKしてもらえるなど。ところが運悪く農地が1,100平方メートルあった場合、三分の一を超すので、この1,100平方メートルの畑を100平方メートル分筆して1,000平方メートルにしても、やっぱりそれで許可してもらえらるだろうかって。

事務局（宅和事務局長）

はい、そういう申請が出ましたら許可の対象になると思います。

公本農業委員

分かりました。

高西会長

だけでも常識的にねえ、1,100平方メートルあって、オーバーするけん分筆して、1,000平方メートルを農地として残すならわかりますけど、100平方メートルを農地で残してって事になると、冒頭でも言いましたように県に相談して、出来るだけ地権者の人に寄り添った考えでやってあげないけんと思うんですが。公道に面した所は、第1種農地でも許可してもいいって事になっておるですけん、転用の。ちょっとややこしいのは、県の農業会議の常設審議会にこういう問題があると言われりゃいけんので、事前に県と相談して県の指導を仰いで、出来るだけ利用がしやすいようにしてあげないけんと思う、そんな場合は。誰が考えても、そうじゃないでしょとかね。

#### 公本農業委員

もう一つお伺いしたいんですけどもねえ、これでさっき言った2,000平方メートルと1,000平方メートルで許可をしてもらった、資材置場を作った、それでもまだ少ないから隣にまた1,000平方メートルの畑があって、この畑もまた申請したら三分の一を切っている、再度許可してもらえるのか。

#### 高西会長

それは出来ますよ。

#### 議長（伊塚職務代理）

今、三分の一の話、公本委員の説明と補足説明につきまして、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号47の大篠津町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 本池推進委員

47番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所ですが、大篠津駅、和田浜工業団地の近くの農地です。転用目的は、太陽光発電施設の設置です。8月2日に角農業委員と現地確認しました。造成計画は、現状のまま、利用する計画です。雨水の排水は、地下浸透と排水管を設置して自然流下により農業用排水路へ流す計画です。汚水の排水はありません。雑草対策は、防草シートを敷設する予定としています。総合的な管理などは、申請者である〇〇が管理します。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、大篠津駅から、300メートル以内にある農地であるため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

角農業委員

1 か月程前に申請地の隣が太陽光になりまして、残った農地というのは袋のねずみで1メートル幅の進入路しか無くなってしまってます。

矢倉農業委員

南側に面している家の同意はどうなってる。

角農業委員

同意は貰っています。

矢倉農業委員

それならOK。

議長（伊塚職務代理）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号46番は取り下げです。

続きまして、番号49の両三柳から9ページ番号50の両三柳について、関連しますので、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

49番と50番の議案については、隣接地での同等の案件であるため、一括して説明いたします。詳細は議案および別紙のとおりです。

場所ですが、両三柳の〇〇がある周辺、〇〇から一つ北側に入った筋道沿いとなります。転用目的は49番、50番ともに一般住宅です。造成計画は現状のまま利用で、現地は砂状で、周囲の高さと同じという状況です。雨水の排水は、敷地内の溜め桝設置から既設の道路側溝へ流す計画です。汚水の排水は公共下水道へ接続します。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しています。隣接耕作者の同意について、周囲は譲渡人の分筆した土地のみがある状況のため不要です。開発許可についても2件とも見込みがあることを確認しております。農地区分は、両案件ともに、住宅等が連たんする区域内にある農地のため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。番号49から50の両三柳について、異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号51の奈喜良について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

遠藤農業委員

岩佐推進委員の方から説明してもらひます。

岩佐推進委員

51番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。現地は、奈喜良の〇〇の工場がある、加茂川上流に位置する場所です。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。8月4日に遠藤委員と現地確認しました。造成計画は、現状のままの整地のみで利用する計画です。雨水の排水は地下浸透と、自然流下により農業用排水路へ流す計画です。汚水の排水は発生ありません。雑草対策は、年3回程度行う予定の計画としております。周囲に120センチのフェンスを設置します。パネル等の総合的な管理は〇〇が行ひます。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意を確認しております。土地改良区については、申請地は該当ないことを確認しております。農地区分は、周辺に農地のない、住宅等が連たんする区域内の農地であるため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまます。

れますので、よろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

米澤推進委員

先月言ったのだけど、同じ会社が施工するんだったら、フェンスは張ってあるんだけどワイヤーなんです。

西村推進委員

1メートルくらいのイノシシ除けみたいな、蹴ればすぐ倒れるような非常にちやちなもので。それと除草が年3回って書いてあるのですが、実際もう草だらけでかなり迷惑してるんです。

森中農業委員

事務局は完成検査してるでしょう。そのへんを含めてどんな見解を持ってるの。

事務局（田村係長）

今回につきまして、現況をご説明させていただきますと、被害防除計画書の中では、フェンスを1.2メートルと記載があります。除草につきましても3回程度作業を行うという計画になっております。今、ご質問のありました太陽光につきましては、経済産業省の方から一定の基準がなされております。鉄筋を打って金網が入っているような状態がこの〇〇の業者の傾向でございまして、ご心配になっておられるのは管理が悪くて看板も見えないというのもございますけども、経済産業省が示しております国のガイドラインを確認しましたら、その基準については、一定の所は満たしているという状況で今考えている所です。委員さんの心配しておられる所につきましては、今の計画段階での審議を進めている所でございます。ただ出来た所も完成検査で見て回っているのですが、これが高さが非常に低かったりとか、子供が容易に乗り越えたりとかするような感じでは無いという判断をしております。

高西会長

経済産業省に聞いてみたら、そういうフェンスでもいいって言ったか。

事務局（宅和局長）

本日、机の上に資源エネルギー庁からの注意喚起という文書を配らしてもらっていますが、関連しますので今の案件の時ですけれども、少し説明をさせていただきます。先月の総会で依頼のありました太陽光発電施設の柵の基準についての事ですけれども、机の上に置かせてもらっているのは、事業計画の策定ガイドラインを基にした資源エネルギー庁からの注意喚起文書です。概要を説明しますと、太陽光発電事業を国が認可する上での柵の基準ですけれど、第三者が外部から容易に発電設備に触れる事が出来ないように発電設備と柵との距離をあけた上で、構内に容易に立ち入ることの出来ないような高さの柵をする事となっております。ただ具体的に柵と施設までの距離ですとか柵の高さの基準は示されていないです。守るべきガイドラインという所には示されておりません。また、柵の使用材料についてですが、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除く事ができないものを用いるということとされております。また、柵が無いなどの不適切な事案につきましても、資源エネルギー庁の指導が入る事となっております。また、これに関して資源エネルギー庁のホームページに、不適切事案を情報提供するようなページも用意されております。ですから和田の案件ですとか、委員さんが心配される案件については、資源エネルギー庁の方に写真等を出して確認をしてみたいと思います。それで必要があれば指導をしてもらおうというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊塚職務代理）

只今の説明で分かりましたでしょうか。

森中農業委員

太陽光が完成した後でねえ、検査するでしょ。検査する時に地元の推進委員と農業委員さんに立ち会ってもらって検査してるのか、事務局の担当で検査してるのか、その辺どうか。

事務局（宅和局長）

基本的には事務局で確認しております。

森中農業委員

春日の場合は、委員が立ち会って完成検査しているけども、場所によっては事務局だけでやっているという事については、その辺が問題になって地元の推進委員についても農業委員にも立ち会ってもらって検査しないと、今言ったような意見が出る訳で、そこに限らずなあ、大体そういった格好にしないと完成検査を、いけないと思う。その辺事務局どんな。

事務局（宅和局長）

完成検査については、私どももちょっと問題が今までのやり方ではあると思っておりますので、委員さんに立ち会っていただいて、申請資料を確認しながら、一つ一つ見ていくのが一番いいという認識でおります。ですからこの件については、検討させていただきたいと思います。またお願いするような形になると思いますが、よろしく願いいたします。

高西会長

検討ではなしとに行きてもらえ。次回からは終わったら一緒に推進委員さんも農業委員さんも立ち会ってもらって検査するように。

事務局（宅和局長）

今、会長から指摘されましたが、今後は、完了報告書が出ましたら委員さんに立ち合いをお願いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

米澤推進委員

事務局に行きますので、その時は設計図面のこと、フェンスの配置がこうですよとか。

事務局（宅和局長）

設計図面といえますか申請資料です。申請についている添付資料を基に現地を見るという事になります。

米澤推進委員

設置はこういう具合に、材質はこの物を使ってやりますというのは来ないわけですね。そうすると結果的に現地確認で最終完成検査をしたとしても、ワイヤーメッシュとかでもOKなのですよね。

事務局（宅和局長）

太陽光発電はですねえ、感電ですとかそういう色々な危険性が通常の案件よりも高いとは思っておりますので、もう少し、今、色々問題出ておりますので、柵の材質がどういうものかというような所まで、後で確認が出来るように、申請書の添付書類、図面等に明記させるようにしたいと思います。

高西会長

メガソーラーの申請が出た時は、事務局だけで何しちょう訳か、それともその時は、特殊なものだけん、その地区担当の委員さんや最適化推進委員にも来てもらって業者にきちんと説明をしてもらって協議してする訳か。

事務局（宅和局長）

基本的には、今まで事務局でやっておりました。ただ、春日地区については、いろいろ地元から問題が出てくるのが多い関係で、春日の委員さんに立ち会ってもらっています。

高西会長

まあ、今まではそんな具合だったけど、今後は必ず、メガソーラーについては、申請が出たら受ける前に業者に来ていただいて、関係委

員さんも出席いただいて良く説明をしてもらって、わからん事は聞いてもらって、きちんと先の問題はねえ、事前に解決してからした方がいいと思うけん、今後はそんな具合にして。

事務局（宅和局長）

分かりました。

高西会長

推進委員さんが言われましたが、ここに申請が出た業者が何かトラブルがあって問題が起きてって言われたもんでねえ。そういう事だったら、過去にこういう事があって、極端な事を言えば信用ならんと、だけん許可が出来んと。これも一つ農業委員としての考えでねえ、大事な事だと思います。

米澤推進委員

同じ業者が、草ぼうぼうで困っているんです。同じ業者が施工すると、やっぱり同じになる可能性がありますので。

高西会長

裏を返せば、信用ならんということですから、今までの実績では。ですから、その当時もきちんとそういうこと言って農業委員会も許可した訳ですけども、それが守られんという事は、そういう事はできませんわな。だけんそういう事を理由にして出来ませんと言う事も、申請された業者の方に返して改めてもらって、もっと具体的に何してもらおうということは、大事な事だと思います。その辺を含めて委員さんに採決していただきたいと思います。

議長（伊塚職務代理）

それでは、これからの太陽光につきましては、完成検査立ち合いということでありまして、それから資材等についても材料等の関係の事も深く入っていくということで。電気料金も安くなってきてますので、材料を安くしてやろうというのだとは思いますが、その辺は

きちんとやって行きたいと思いますので、よろしく申し上げます。

吉澤農業委員

米子市の場合、太陽光が出来た時に、検査としてこれは間違い無いよというのは、どこの部門がやるのですか。

事務局（宅和局長）

米子市役所にその部署はありません。

吉澤農業委員

そうしたら、今、農業委員ないしは最適化推進委員が行くけども、何を基準にしていいとか悪いとかいうのですか。

事務局（宅和局長）

ついている資料の図面のとおり、高さが合っているのかとそういうような。

吉澤農業委員

その設計書というのは、農業委員会に設計したものがあのですか。

事務局（宅和局長）

設計書というか平面図とかです。そこまででしか判断する事ができません。中身の事については農業委員会では難しいです。

吉澤農業委員

そげしたら、心配しとられるフェンスの材質がどうだとか高さがどうだとか、太陽光パネルからなんぼ離れているのか、そういうものについては、出来てみにゃ分からんという事ですか。

#### 事務局（宅和局長）

図面を出してもらいますので、そこに距離とかを書いてもらえば分かりますので。

#### 矢倉農業委員

関連するけども、今、〇〇の〇〇というのが問題になっている。我々と事務局で見て、これじゃいけないと言って改善命令を出す事は出来るわけか。それとも、こんな事をするともう許可せんよと言うのか、その辺を聞いてみたいけど。

#### 高西会長

一番大事な事は、県の常設審議会でもよく問題になるけども、そのメガソーラーを設置したために、周辺の農地に悪影響が出るって事が絶対いけないと思うんです。これは許可したらならんと。それからメガソーラーすればいろいろな問題があって、特にフェンスなんかは、近隣に住宅があれば子供さんが中に入るとかありますが、一番近隣農地に影響が出るっていうのは、やっぱり排水です。それからもう一つは除草、草、本当にきちんと管理してもらわんといかん。それで私の関係地区で申請があって、きちんとその辺を話して、そうしてそれが出来んなら同意出来んと、集落で。という具合に、きちんとして今まで守ってもらっています。それから今一番大きいのが出ているのが、大山の観光道路に〇〇の〇〇、約5ヘクタールほどですけど、ここにメガソーラーをということで、何回かここでも話があったと思いますが、今月末くらいに農振除外の許可が出て、そうして9月の末か10月頃には転用の手続きをさせてもらおうと思っているという事でしたが、今、いろいろ協議しているのは、排水が塩川に流れるものですから、それには沈砂池、調整池を兼ねた大きい物をきちんと作ってもらわないけん。その塩川の下流の排水はどんな具合かとか、改良区の関係は改良区の事務局に来ていただいて協会の担当者を交えてするし、それから農業委員会に関する事については事務局に来てもらって、いろいろ今まで3回くらい協議していますが、こんな具合にしてやるわけです。それで、話がなかなかこっちが話した事がやってもらえん時には県も交えて、きちんと話をして進めると。それでなおかつ米子市の農業委員会と県との考えが違った時は、許可するのは県ですので、その場合は、県が責任を持ってトラブルが起きた時には解決するよという事をきちんと議事録に取って、現に西部農林局長を交えて話をしております。ですから今後もそんな具合にして、先で問題が起きんように、それから残された周辺の農家の人が耕作に困られんように、それから周辺に住宅がある場合は、近隣の人にそういう状況を話を

して、そうして事業者と良く話をしてくださいと。特に光の反射、それから温度が2度くらい上がってきますので、そういう問題を話しをして、それは農業委員の方でタッチする事ではないんで、近隣の方によく事前に話してあげてくださいと。事業者にもその事を話をしてきちんとしてくださいという具合にして今まで来ておりますが、今後もあれば、皆さんにご理解いただいて、耕作されている方が困られんようにお世話いただきますようお願いしたいと思います。

#### 矢倉農業委員

さっきの私の質問に対して、答えを聞いとらんだけでも。

#### 事務局（宅和局長）

計画どおり出来ていなかった場合には、改善命令が出来るかどうかという話でしたでしょうか。それは、計画どおり出来ていないということであれば、県に話をして、県から改善命令を出してもらおうという事は出来ます。改善命令に従わなければ、許可取り消しというのも有り得ます。そういうふうに、県と協調してやっていきたいと思っております。

#### 議長（伊塚職務代理）

太陽光につきましては、本当に難しくなると思います。何故かっていうと、後からでは困りますので、自分に跳ね返ってきますんで、やっぱり相談して事務局なり、分からん事はどんどん、相手にきちんと言ってもらわんと、どうしてもいい加減じゃ良くなりませんので、きちんと許可するんだったら相手にきちんと言うって事だけはやっていかんといけないと思います。

#### 森中農業委員

聞き逃されん問題があったと思うのです。最終的に県が責任を持つっていう。我々の総会で、県に対して許可を具申している訳です。最終的には県だと。米子市の農業委員会としては、道義的責任がねえ、多分にあると思います、これについては。ですから、その辺を事務局としては認識を持ってもらわんと、最終的には県だなんて、私は適当な言葉じゃないと思う。そういう認識を持ってもらわんとねえ、局長。

事務局（宅和局長）

はい。

高西会長

それは、県って言ったのは、こういう問題で米子市としては認められんと、こういう事を言った時に、農林局長が県としてはいけんという事は言えませんと言いますから、そうなかったら、米子市農業委員会としては、こうこうこういう事で許可してもらっちゃあ困ると言っているにも関わらず、認可権を持っている県としては許可すると言いますから、それで言ったわけです。なんでもかんでも県に責任持てって言ったわけじゃないですよ。それにはそれまでのいろいろな葛藤があって、2度も3度も協議をして、そうしてその事を県に約束させたわけです。

大東推進委員

先程言われたように、車尾でも1件この業者が設置してあります。先程言われたように同じような状況です。

高橋農業委員

事務局に伺いますが、〇〇の案件が昨年来ここでされているのですけども、その案件全て権利内容が地上権となっています。地上権というのがどういう意味なのかっていうのは、地権者には確認しましたか。

事務局（高田主幹）

業者の方から説明しています。

高橋農業委員

おそらく地上権を設定するというのは、地権者はものすごく不利です。勝手に譲渡が、地権者に了解なしで出来る。おそらくこれは融資を受ける時に地上権を設定してということだと、普通は地上権を設定しないです。地権者が知っているかどうかというのを、前聞いた時に

は事業者が説明して了解しているというふうに聞いているけど、地上権の設定ばかりなので気になって。地権者が納得してればいいですよ。

事務局（高田主幹）

確認では、地権者の方に地上権の事はお話をしております。

高橋農業委員

地上権がどういう権利なのかという事を地権者の人にはきちんと説明しとかないと、不利な設定なので。事業者は地権者に言うけれども、客観的に農業委員会も地上権はこういうものだよっていうのを説明しないの、通常はしないの。そう思わない。

事務局（高田主幹）

申請書自体に権利内容について、いろいろ売買であったり賃貸であったり地上権であったりというので申請されるので、そこに関しては契約書というのは無いですけども、口頭での業者に確認とのことで。

高橋農業委員

権利内容について、農業委員会がきちんと説明してくださいと。通常は賃借権を設定して貸して太陽光発電をさせるのは通常。

事務局（高田主幹）

申請書にはもちろん、署名、押印がございますので、そこについてはお互いでそれが出たものという判断をさせていただきますので、そこに関して一応口頭での確認は今までも、地上権ついているものは。

高橋農業委員

今まで〇〇の案件で、全て地上権が設定してあるけど、他の事業者は全部賃借権。

事務局（高田主幹）

それ自体が違法行為というわけではございませんので、口頭では確認させていただいておりますので、合意した上での押印した申請書ということでの理解です。

遠藤農業委員

〇〇の件については、各地区に推進委員さんがおられますので、そこで問題のあるものは出していただいて、検討するということができればいいかなと思います。

議長（伊塚職務代理）

太陽光は本当に難しいし、問題あるし、ですけどこれから先、きちっとやっていかなきゃいけないですから、事前にきちんと担当の所につきましては、やっぱり担当の所に返ってきますので、施工ミスとか草が生えるとか、全部地元ですんで、私共関係ありませんっていうのもあるんですけど、ですからきちっとこれからやっていくということですので、ぽんぽん通すのじゃなくっていけんところはやめて、それでいい具合にしてなかったら、いっぺん許可したやつでも修正だとか言う事を言っていけないとどうにもならん。まあ、いろんな場面で話が出ると思うんですけど、これ永遠とやっていたってきりがございませんので。

高西会長

設置される場合にですねえ、三つの方法があると思うのです。農業委員会が関わる場合ですが、一つは農地を買収して設置する場合、それから賃貸で設置される場合、もう一つは地権者の農家が、自分の農地に転用して直接設置する場合の三つありますわな。それで特に買収される場合は、買収した事業者が責任を持ってやるわけですが、賃貸の場合は、私の関係する所は地権者の方に税金の事も良く考えてやっておられるかという事を話します。ということは、農地は雑種地の百分の一ですし固定資産税が、それから設置したら農地の百倍かかりますから、そのへんをきちんと話をして、自分でやられる場合は業者に進められて、問題が起きた時は、大体問題はこういう事が起きやすいという事をねえ、光の反射、さっきも言いましたが、温度、それから排水等をね、何かあった時は、それは責任を持って費用がかかっても

解決せにゃいけませんよという具合に話して、申請がある時は話しておりますが。皆さんもそういう事を相談受けた時に、自分の担当区域であればそういう事を良く考えて相談にのってあげていただき、分からん事は事務局に相談をかけていただいて、先で地権者も我々も困らんように事前に問題を解決してお世話せにゃいけんなあとっておりますので、よろしくをお願いします

議長（伊塚職務代理）

いろんな問題あると思うのですが、分からんだつたらお互いに相談しあって、やられる方にきちんと行っていくという事だけはやっていかにゃいけんと思います。それが言ってなかったら許可できませんので、それは今すぐ認可という形をとらなくても来月まわしで、結論が出るまで、ある程度納得するまで、それでいきたいと思っております。

そうしますと採決したいと思っております。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号52の蚊屋について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

52番の議案について説明します。申請地は、以前に〇〇の北側と言いますか後ろ側の一角に区画整理地というような程じゃないですけども造成地の区画の一区画にありまして、転用目的は、一般住宅であります。造成計画は、盛土を大体50センチ程度、壁を12センチのブロック塀を3段設置するということでありまして、雨水排水は敷地内溜め桝から新設の道路側溝へ流す計画です。汚水の排水は、農業集落排水へ接続する計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、500メートル以内に伯耆大山駅がある農地であるため、第2種農地に該当します。現地については、地元の仲本委員と現地確認をしまして、転用について問題はないと思われまますので、審議よろしくをお願いします。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

矢倉農業委員

案内図、土地利用図を見ているんだけど、14番の1と14番の2とどういう事なのか。

森中農業委員

1は平面図です。平面図というのは、ここに家を建てますという。明細を14番の1と14番の2に分けてしてある。

事務局（高田主幹）

分かりにくかったですでしょうか、分かるように波線を入れさせてもらたんですけど、区画が分かりにくいと思って。

高西会長

いつも言うことだけでも、間取りやそんなものは必要ない、県の農業会議でもいつも論議されて。配管が分からんなら部屋のでなしに、給水、排水、汚水が分かるように作ってもら。一番大事な事は隣地の農地に対して影響がどんな具合かという事で、給水、排水、汚水、これが分かるようにと、もう一つは造成していくわけですけど、その時は周囲の擁壁はL型擁壁とか何で行くのか良く分かるように、厚さ、構造、高さはなんぼで、前面の道路からどんなかという事で。そういう事を何して、こんな図面は実際に総会にかけると必要ないじゃないかって、分かりにくい。そのへんは良く考えて今後は申請を受けたら、分からん物は直してもらって、きちんと分かるものに。

矢倉農業委員

進入路も含めて申請しているってことですね。一番奥だね、これがね。

議長（伊塚職務代理）

分かってもらえたですか。

矢倉農業委員

分かりました。

議長（伊塚職務代理）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

高西会長

こんな場合は、もうちょっと良く分かるように、斜線引っ張るとかしてなあ、ぱっと見たら分かるような、業者が出した物そのままするけんこうなる。だけん、見て分かりにくいなと思う事は、こんな具合に直してと言って、委員さんが理解しやすいような図面を準備して。

議長（伊塚職務代理）

続きまして、番号53の安倍について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

53番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、駐車場です。申請者は、本社は〇〇で、支店が〇〇にありますが、周辺は月極駐車しかなく、従業員、社用車の駐車場について、確保が困難で困っておった状況とのことです。8月2日に現地確認しました。造成計画は、盛土10センチ行い、砕石敷設します。擁壁等はブロックが周囲設置済で、雨水の排水は、地下浸透と、自然流下により既設の道路側溝へ流す計画です。汚水の発生はありません。隣接農地は周囲にありません。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意を確認しました。農地区分は、住宅等が連たんする区域内的の農地であるため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

続いて、10ページ、議案第3号をお願いいたします。

農地法第30条に基づく利用状況調査に係る農地・非農地の認定について、別表の土地について、農地法の運用についての第3の1の(3)のウの規定により議決を求めます。それでは、11ページ番号1から13ページ番号58を審議します。事務局から説明してください。

#### 宅和事務局長

机の上に、全体図と詳細図の航空写真を置いておりますので、参照いただきたいと思います。なお、地権者から農地として再生する意向があった場所は判断の対象から除いております。それでは説明します。番号1から10の石井ですが、全体図の1ページ目、詳細図の1ページ、2ページになります。次に番号11から番号15の日原ですが、全体図の2ページ目、詳細図の3ページ目になります。次に、番号16から番号30までの橋本ですが、全体図の1ページ、3ページ、詳細図では4ページ、5ページです。次に番号31から番号58の奈喜良ですが、全体図の1ページ、3ページ、詳細図では6ページから8ページです。全て現況は山林又は原野であり、非農地であると考えます。以上ご審議をお願いいたします。

#### 議長（伊塚職務代理）

地元委員さんから補足があればお願いします。

#### 岩佐推進委員

本年の3月に農業委員と私とで現場を確認しております。現場は、まあ、見てもらっても分かるとおおり、ほとんど山林原野で問題ない状況でしたので、よろしくをお願いいたします。

#### 議長（伊塚職務代理）

事務局と担当委員から説明がありましたが、何かご質問ご意見はございませんかいね。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、非農地と決定とします。

続いて、14ページ、議案第4号をお願いいたします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に規定に基づき意見を求めます。それでは、15ページ編入の番号1の富益について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田村係長）

本地区の農地は未整備で小区画・不整形のため、大型農業用機械の利用や農地への進入路等の確保も難しく、効率的な営農ができていない状況である。このため、農地の大区画化、大型機械の導入等による営農の効率化を図るため、令和元年度から県営農地中間管理機構関連農地整備事業を実施することとなっております。この度、農地関係者からの同意がございまして、農振農用地区域へ編入するものであります。

議長（伊塚職務代理）

地元委員さんから何か補足がありましたら。

田中農業委員

異議なし。

森中農業委員

これは、今ここで一部変更が出てきたというのは、皆生も出てきますが。

事務局（田村係長）

図面で黄色くなっている所が農振農用地区域でございまして、赤塗りになっている所が農振農用地区域になってなかった所でございます。この度は、ここを編入するという形で。

高西会長

そんな説明はいけん。後で出てくる皆生もだけど、基盤整備するけん中間管理機構を含めて、それが今の所農振農用地区域に入っていないけん入れて大区画農地にするけんってことだぜ。

森中農業委員

たぶんそげじゃないかと思って聞いたけども、今頃出てくるのは、どういう理由で出てきたのかと。

事務局（宅和局長）

富益町は、皆生と違い中間管理機構に貸付とかがまだ出来ていない状況です。計画地の中のど真ん中に農振農用地に入っていない所がございましたので、農振農用地に入れないと基盤整備事業が出来ない重要な部分ですので、この度出たということです。

森中農業委員

始めの計画から、ここは除外してたわけでしょ。

事務局（宅和局長）

除外していたわけではなく、始めから農振農用地に入れて整備するという計画だったと考えております。

森中農業委員

計画するけんということで農振に入れて、同時に申請は出来なかったのか。

事務局（宅和局長）

まだ申請はしてないはずですよ。富益地区については。まだそこまで進んでないです。皆生は、中間管理事業の貸付16年間というのは全部基本的には済んだんですけど、富益はまだそこまでかかっておりませんので。

森中農業委員

富益はこれからってことか。

事務局（宅和局長）

そうです。貸付の手続きはこれからです。まだ中間管理事業に貸し付けるというところまではいっておりませんので、間に合うタイミングで出てきたという事だと思います。

田中農業委員

要は、中間管理権をまだ設定してないってことですよ。

事務局（宅和局長）

そうです、はい。

森中農業委員

これを農地にしてから申請するってことか。

事務局（宅和局長）

そういう事になるかと思えます。農振農用地にしてから、現況は農地ですから。農振農用地にしてから、全体的に計画申請をするということでございます。

田中農業委員

中間管理権が設定してないとだめでしょ。絶対必須でしょ。

事務局（宅和局長）

そうです、中間管理権を15年以上設定しないとだめです。

高西会長

これは2年くらい前に話があってねえ、弓浜全体をやろうとしたら、皆さんもご存じだと思うですけども、地籍調査が終わっている所は、富益しかなくて、それで地籍調査が終わってないとなかなか境界や所有者とか分からなくて、とりあえず地籍調査の終わった富益の東でとりあえずやると。それからこれから出てきます皆生という事で。

議長（伊塚職務代理）

そういたしますと採決をしたいと思えます。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

続きまして、編入の番号2の皆生2丁目について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田村係長）

本地区では、平成30年度から大型機械の導入等による営農の効率化及び農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、県営農地中間管理機構関連農地整備事業皆生地区を実施していますが、当該エリアの農地所有者から新たに事業参加したい旨の

要望があったため農振農用地区域へ編入するものです。

議長（伊塚職務代理）

地元委員さんから何か補足がありましたら。

吉澤農業委員

これはおかげさまで今月の終わりくらいから具体的に工事が始まる見込みです。先ほどの事務局の説明がちょっと違うのですが、当初この事業に参加するかしないかは自由であるということで、この区画は道縁でもあるので、15年以上の縛りがかかるのがどうもという事で最初はやめておられたようですが、だんだん進んできて見ると、やっぱりこれは入れとった方がいいなという事で、今回新しく入れてもらおうと申請になったわけです。特に問題が有るとか無いとかという事ではないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（伊塚職務代理）

ただ今、説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

続きまして、18ページ除外の番号1の淀江町佐陀について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高田主幹）

除外の申請理由についてですけれど、現在市内のアパートに在住しておりまして、家族も増え職場への復帰、今後の事を親と相談したところ、子供の面倒を見るので近くに来てはというお話になったと聞いています。このため、親の自宅のある淀江町佐陀の周辺近隣のアパートも検討したけれども、家賃や将来の子供さんの事を考えた結果、新たに家を建築することを計画したものです。集落内で建築出来る土地をいろいろ探してみたとの事ですが、なかなか立地条件等希望の土地を探す事ができなかったとの事で、父親が所有しています土地を含め

て検討する事になりました。父親が持っています土地はほとんど水田、農用地に囲まれている所ばかりで、畑が少しあるんですけども、お婆さんと父親が野菜栽培してアスパルなどに出荷しており、今は畑地として残すことにしています。このため、今回の分家の住宅用地として利用するために農振農用地区域の変更の申し出がされたものです。市としての考え方ですが、当該申立地は、箕蚊屋土地改良区の受益地であり、その広がりのある受益地の末端でして、南側は既存の集落に接している状況です。このため、農業振興地域の整備に係る法律第13条第2項各号で定められている、集团的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積及び周辺の農業用施設への支障も軽微と考えられるため、農振農用地域の計画変更もやむないと判断したものです。以上です。

議長（伊塚職務代理）

地元委員さんから何か補足がありましたら。

高西推進委員

事務局から十分な説明がありまして、これ以上説明する事はありません。審議よろしくをお願いします。

議長（伊塚職務代理）

ただ今、説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

続きまして、除外の番号2の八幡について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田村係長）

今回の申出人につきましては、現在福市のアパートで奥様と子供2人で生活していますが、現在のアパートが手狭なうえ、上の子が小学校に上がるそうです。子供の成長を考えた結果、新居を設けたいとハウスメーカーや不動産屋を回ったのですが、結果的に実家の近くが

その方の職業柄適切であるという形で絞っていった経過がございます。その時この方が、実際お父様が所有されている土地で、今日現地で見られた方は何名かおられるのですが、元養魚池であって、既に農業委員会の方から非農地証明を出している所でありまして、そこを利用するという事を希望されました。こちらの方で利用されるという形で、農振農用地区域の変更の申し出をされたものです。この事につきまして、市の考え方ですけれども、この土地は、農家分家及び土地選定を勘案した結果、農業振興地域の整備に係る法律第13条第2項各号で定められている、集団的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積及び周辺の農業用施設への支障も軽微と考えられるため、農振農用地区域の計画変更もやむないと判断しました。先ほども申し上げましたが、ちなみにこちらは令和元年7月24日付けで、農地法第2条第1項に基づき非農地になっておりまして、農業振興地域制度に関するガイドラインの基準のすべてに該当するため農用地区域に残置しておくことが不相当と判断しています。

議長（伊塚職務代理）

地元委員さんから何か補足がありましたら。

小林推進委員

皆さん見ていただいたとおりです。よろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理）

ただ今、説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思えます。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

続いて、21ページ、議案第5号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは利用権設定各筆明細について、24ページ番号8-1から番号8-4を審議します。

事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

24ページ番号8-1と、8-2は借受人の希望による貸付です。

8-3は再設定です。

8-4は借受人の希望による貸付です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、26ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号8-1から32ページ番号8-40を一括して審議いたします。

事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

26ページ番号8-1から32ページ番号8-40まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので18件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で3件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で1件、Dは期間満了による更新で18件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、所有権移転各筆明細について、35ページ番号8-1を審議します。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

35ページ番号8-1は畑で、当事者同士の話し合いにより成立したものです。取得後は白ねぎを栽培し、経営面積は123アールとなります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、36ページ、議案第6号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、37ページ番号1から40ページ番号14までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（宅和局長）

議案第6号についてご説明します。

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。  
37ページ番号1から40ページ番号14まで、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。  
番号1から番号14の選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。  
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。  
挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。  
続きまして、番号15から番号17までを一括して審議いたします。関係者の〇〇委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（宅和局長）

番号15から番号17の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。  
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。  
挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。〇〇委員の着席を求めます。  
審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦担当局長補佐）

報告いたします。43ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域に係る農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、44ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、46ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について5件を受理しています。

次に、48ページから50ページの非農地転用現況証明について、16件を証明しています。

次に51ページの農地転用現況確認書交付について、5件を交付しています。

次に52ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

報告は以上です。

議長（伊塚職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、県農業会議会議員の事務報告をさせていただきます。

高西会長

（県農業会議会議員の事務報告）

議長（伊塚職務代理）

他に事務局ありますか。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

（事務連絡）

議長（伊塚職務代理）

今までのところで何かご質問ご意見はありませんか。

これを持ちまして、第5回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後5時20分